

再保険プールにおける支払限度額（キャパシティ）設定の必要性について（補足説明）

（注）損害保険会社の問題提起を事務局でとりまとめたもの

- 損害保険会社は、保険契約者等の保護を図るため、保険業法によりその業務の健全かつ適切な運営を確保することが求められている。
- 保険引受リスク管理は、保険会社のリスク管理の中でも最も重要なものの一つであり、特に巨大リスク（個別の契約または契約群に大規模な保険事故が発生し、巨額の支払が顕在化するリスク）については、その顕在化の度合いによっては経営破綻に至りかねないリスクである点に鑑み、万全かつ適切な管理を行うことを求められている。
- 全ての新築住宅を対象とする本保険制度は、タワー型マンションに代表される大規模開発物件の増加や複数の住宅での事故同時発生危険性（シリーズロス：瑕疵ある建材を共通で多数の物件に使用する等）により、一事故原因あたり、一事業者あたりの保険金支払額が巨額となる可能性が否定できない。
- リスク管理方法として最も重要なことは、リスクの集積状況や保険会社の財務状況等をよく把握したうえで、適切な支払限度額を設定することであり、換言すれば巨大リスクが想定し得る場合に支払限度額を設定しない保険引受はあり得ないものである。再保険プールは、かかる必要性に基づいて設定された各保険会社の支払限度額（引受能力）を結集したものであり、当然ながら再保険プールにおいて各保険会社の支払限度額の合算額と同額の支払限度額が設定されなければならない。
- 仮に支払限度額が設定されない場合、他の保険契約者等への保護に欠けるとの指摘や株主代表訴訟への懸念等から、本保険制度への参加を見合わせる保険会社が現れることも十分考えられ、結果として制度自体が縮小または機能しないおそれがある。